

自衛隊員の服務の宣誓における国民の負託に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



自衛隊員の服務の宣誓における国民の負託に関する質問主意書

一 自衛隊員の服務の宣誓における「国民の負託」とは何か。

二 平和安全法制の成立により、自衛隊員は集団的自衛権行使の戦闘に従事することが任務となるものと解するが、自衛隊員の服務の宣誓における「国民の負託」について、自衛隊員が集団的自衛権行使の戦闘で命懸けで戦うことについての国民の負託は、いつどこでどのような方法によって国民から自衛隊員へ負託されたかと安倍内閣は認識しているか。具体的かつ網羅的に示されたい。

三 前記二について、平成二十六年七月一日の閣議決定以降にあった国政選挙はこの「国民の負託」に該当すると考えているか。

右質問する。

